

薬剤師の募集について

東京出入国在留管理局では、次のとおり薬剤師を募集します。

1 募集内容

- (1) 職 名：薬剤師（官職：法務技官）※常勤の国家公務員となります。
- (2) 募 集 人 数：1名
- (3) 採用予定日：令和8年12月1日
(採用予定者の事情等を考慮しますので、御相談ください。)

2 主な業務内容

- (1) 診療室における調剤及び調剤に関する事務
- (2) 被収容者（外国人）に対する服薬指導等

3 勤務条件

- (1) 勤務地
東京出入国在留管理局（東京都港区港南5-5-30）
- (2) 勤務時間
平日9時00分～17時45分（7時間45分）
原則、土曜日及び日曜日は週休日とし、祝日法による休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は勤務を要しません。
- (3) 給与
一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（二）を適用し、職務経験等を考慮して俸給（令和8年4月現在、調整額を含め、月額247,800円～315,800円）を決定します。
このほか、次のような諸手当が支給されます（月額等は令和8年4月現在。）。
 - ア 扶養手当：扶養親族のある者に支給。子1人につき月額13,000円等
 - イ 住居手当：借家に居住する場合に月額最高28,000円
 - ウ 通勤手当：交通機関等を利用する場合に1か月当たり最高150,000円
 - エ 期末手当・勤勉手当：勤務期間及び勤務成績に応じ支給
 - オ 地域手当：俸給及び扶養手当の20%を毎月支給
- (4) 休暇
人事院規則に基づき、年次休暇（年間20日間、翌年に繰り越し可能（最大40日間））のほか、特別休暇（夏季休暇、子の看護休暇等）や介護休暇等を取得すること

ができます。

なお、採用時に付与される年次休暇の日数は採用日によって異なります。

(5) 福利厚生

国家公務員として国家公務員共済組合に加入することとなり、組合員として各種の給付を受けることができます。

また、国家公務員宿舎への入居を希望することができます。

加えて、組合員とその家族の方々のための様々な制度・事業があります。

4 応募資格

(1) 日本国籍を有すること

(2) 薬剤師免許を有し、薬剤師としての勤務経験を有すること

(3) 国家公務員法第38条（注）に規定する欠格事由に該当しないこと

（注）国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抜粋）

（欠格条項）

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事院の人事官又は事務総長の職にあって、第109条から第112条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(5) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）

5 応募方法

(1) 受付期間：令和8年9月30日（水）必着

(2) 提出書類：履歴書（写真添付）、職務経歴書及び薬剤師免許証（写し）

※応募書類は合否の結果によらず返却しません。なお、応募書類に記載されている個人情報、選考の目的以外に使用することはありません。

(3) 提出先：以下に郵送してください。

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局職員課人事第二係宛て

※ 封筒の表面に『薬剤師応募書類在中』と朱書きしてください。

6 選考方法

書類選考を実施の上、合格者に対してのみ筆記試験（小論文）及び人物試験を実施します。

【問合せ先】

東京出入国在留管理局職員課人事第二係

担当：水越、高島、松山、大庭

所在地：〒108－8255 東京都港区港南5－5－30

電話：0570－034259